

## 公益財団法人国際開発救援財団 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際開発救援財団（以下「本財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに本財団に寄附する寄附金をいう。
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり予め用途を特定して本財団に寄附する寄附金をいう。
- (3) 募集寄附金 本財団が寄附の募集にあたり予め用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。

2 この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (寄附金等の募集)

第3条 本財団は常時、一般寄附金を募ることができる。

2 募集寄附金の募金活動を行うときは、募集期間、募集理由、寄附金の用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下「募金趣意書」という。）を作成し、理事長の決裁を得て行う。また、募金趣意書を予め募集対象者に示したうえで募集を行わなければならない。

### (寄附金等の受入)

第4条 本財団は、個人または団体から寄附金等の申し込みを受けたときは、速やかに寄附金等の内容および種類、特定寄附金に該当する場合はその用途を確認したうえで、寄附金の受け入れの可否を決定する。

2 寄附金の受け入れの決定後、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附金申込書等寄附金の受け入れに必要な書類を送付する。ただし、電磁的方法等により既に所定の書類の提出を受けた場合および募集寄附金の受け入れの場合はその限りではない。

3 寄附金等が、次の各号に該当するときは、当該寄附金等の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、本財団の業務遂行上支障があると認められるときおよび本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その用途が定款第4条に定める事業の目的の達成に資するものでないとき。

(寄附金等の使途)

- 第5条 一般寄附金は、毎事業年度における合計額の70%以上を、定款第4条に定める公益目的事業に、その残額を管理費に使用する。ただし、管理費に使用すべき金額について管理費に充てなお残余があるときは、公益目的事業に使用することを可とする。
- 2 特定寄附金は、寄付者が寄附の申し込みにあたり予め特定した使途に使用する。
  - 3 募集寄附金は、寄附の募集にあたり予め特定した使途に使用する。ただし、募集寄附金合計額の30%を限度として募集経費に充てることを可とする。

(受領証の送付)

- 第6条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領証を寄附者に送付するものとする。
- 2 前項の受領証には、本財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日等を記載するものとする。
  - 3 第1項の定めにかかわらず、寄附者より受領証の送付を要しない旨の通知があった場合はその限りではない。

(情報公開)

- 第7条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置きおよび閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

- 第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意をもってその保護に努めるものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

沿革

平成27年3月9日施行